

戦後日本の大麻政策：大麻取締規則から大麻取締法 へ

熊野，直樹
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/7402508>

出版情報：法政研究. 92 (3), pp.21-41, 2025-12-16. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



戦後日本の大麻政策

——大麻取締規則から大麻取締法へ——

熊 野 直 樹

はじめに

1. 戦前・戦中の日本の大麻政策
2. SCAPIN-130 と麻薬取締規則
3. 大麻取締規則の制定
4. 大麻取締法の制定
5. 大麻施用罪削除の理由

おわりに

はじめに

戦後日本の大麻政策において大麻取締規則から大麻取締法へと法制化される過程で、なぜ大麻の施用（使用）罪が削除されたのか、この問いについて検討していくのが本論の目的である。

従来の戦後日本の大麻政策の研究においては、戦前からの日本の大麻政策の沿革や1948年7月の大麻取締法制定及びその後の大麻政策の実施状況や課題について考察がなされている。⁽¹⁾2023年12月に大麻取締法が改定されたが、そこに至る過程を踏まえ

(1) 生田和余「『医療』と『嗜好』のあいり—国内における大麻使用の実践の分析」『COMMONS』Vol.3、2024年、219-243頁；石塚伸一・加藤武士「大麻使用は犯罪か？—科学的エビデンスで考える」石塚伸一・加藤武士・長吉秀夫・正高佑志・松本俊彦編『大麻使用は犯罪か？—大麻政策とダイバーシティ』現代人文社、2022年、9-23頁；佐藤哲彦「アメリカにおける薬物と政治の帰結としての大麻取締法」『精神科治療学』Vol.35、No.1、2020年、73-77頁；佐藤哲彦「医療政策でもなく刑事政策でもなく、社会的政策としての大麻政策」石塚他編、前掲書、60-82頁；園田寿「最高裁と大麻」同上、84-103頁；大麻博物館『日本人のための大麻の教科書—「古くて新しい農作物」の再発見』イースト・プレス、2021年；船山信次「アサと麻と大麻—有用植物から危険ドラッグまで」『ファルマシア』Vol.52、No.9、2016年、827-831頁；本田宏治『ドラッ

て政策動向や法の運用を分析した研究が既に出されている。⁽²⁾ 当該研究分野においては少なからぬ研究蓄積があり、連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers 以下、GHQ）やアメリカの大麻政策⁽³⁾との関係等をも踏まえて戦後日本の大麻政策の研究がなされている。

そうしたなかで1947年4月の大麻取締規則制定に至るGHQと日本政府及び関連省庁との関係についてGHQ/SCAP文書を用いて実証的に検討したのが、山本奈生・武田惇志⁽⁴⁾両氏の研究である。本研究はGHQの公衆衛生福祉局（Public Health and Welfare Section）と麻薬取締官に注目して、大麻取締規則制定過程におけるこれらの影響を実証的に解明しており、注目に値する。とりわけアメリカの連邦麻薬局（Federal Bureau of Narcotics）の影響がGHQ内の麻薬取締官を通じて戦後の日本の麻薬政策及び大麻取締規則に及んでいたことを史料によって明らかにしている。本論も本研究に多くを負っている。しかし、本研究は主に大麻取締規則の制定までで検討が終わっており、大麻取締法へと至る過程については射程外である。それゆえ大麻取締法においてなぜ大麻の施用罪が削除されたのかについては言及されていない。

それに対して園田寿氏は大麻取締法において使用罪が存在しないのは、本法の母法となったアメリカの大麻課税法（The Marihuana Tax Act of 1937）に「使用」への課税規定が存在しなかったからという興味深い説を主張しているが、その実証⁽⁵⁾が課題である。また同氏は本法の前身の大麻取締規則の第2条を引用・紹介しな

グと刑罰なき統制—不可視化する犯罪の社会学』生活書院、2011年；松本俊彦「『大麻等の薬物対策のあり方検討会』とは何か？—検討会を通じて考えたこと」石塚他編、前掲書、132-146頁；松本俊彦「日本の大麻政策再考—繰り返す危険ドラッグの流通と規制に終止符を」『中央公論』第137巻第12号、2023年、162-169頁；松本俊彦「わが国の大麻政策の課題と大麻使用症治療の実際」『精神療法』増刊第12号、2025年、189-195頁；山本奈生『大麻の社会学』青弓社、2021年。

(2) 赤星栄志「医療・嗜好・産業・伝統分野における日本の大麻政策の動向」『人間科学研究』第21号、2024年、43-70頁；鷲野薫「我が国における大麻規制に関する歴史的経緯及び改正法（大麻草の規制に関する法律）の運用について」『比較法制研究』第47号、2024年、101-147頁。

(3) 佐久間裕美子『真面目にマリファナの話しよう』文藝春秋、2019年。

(4) 山本奈生・武田惇志「占領期日本における大麻規制の移入過程—GHQ/SCAP資料に基づく批判的検討」『佛大社会学』第47号、2023年、52-68頁。

(5) 園田寿「大麻取締法に使用罪が存在しない理由（2）・（3 完）」2021年：https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/843203048d78104eb56b14ea0d168c6ce90e7a1a；https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/2b91f90e0387d5a5a4dc1a441e2cd2b5a9e47e24 本論で参考にした全てのURLの最終閲覧日は2025年8月26日である。

がらも、同条で「母法」とは異なり「大麻の施用」が禁止されていたことについては言及していない。⁽⁶⁾

これまで大麻政策について検討した研究はいずれも本論の問いについては答えてくれない。その最大の理由は、大麻取締規則自体に施用罪が設けられていたという事実が認識ないしは注目されていないからである。従来、大麻取締規則は単に大麻取締法の前身で、同規則と同法の連続性が強く意識され、施用罪の未承継については全く言及されてこなかった。確かに大麻取締法はGHQの指示の下、大麻取締規則を前身として制定されたものである。しかし本論で明らかにするように、大麻取締規則の第2条第4号で大麻の施用罪は規定されており、それが大麻取締法では削除されたのである。

2023年の大麻取締法改定に関して、従来大麻取締法に施用罪がない理由については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会（以下、小委員会）や国会の議論等において「不明」ないしは「謎」であるとか、「合理的な理由」は見出し難いとされてきたがゆえに、なぜ施用罪が削除されたのかは重要な論点となる。実際に国会の論戦において施用罪が設けられなかった理由は重要な争点になっていた。もっともいずれの議論も、大麻取締規則には施用罪が規定されており、それが削除されたという事実は認識されていない。大麻取締規則に施用罪の規定があった点については国会でも言及されたが、大麻取締規則にもあったことについては明示的に言及されていない。大麻取締法にはなぜ施用罪が設けられなかったのかではなく、なぜ同法で削除されたのかが、より正確な問いだろう。これには「合理的」な理由が存在した。それを明らかにすることが本論の目的である。

1. 戦前・戦中の日本の大麻政策

大麻は、400種以上の化合物が単離されており、その中に幻覚作用を有する活性成分として Δ^9 -テトラヒドロカンナビノール（ Δ^9 -tetrahydrocannabinol 以下、THC）がある。それゆえ大麻草（アサ）は、THCを初めとする幻覚物質を含むため、その使用が問題視され、規制されている。大麻草は栽培系統が多数あり、そのいず

(6) 同上（3完）。

れの個体からもTHCが検出されているが、その含量には著しい差がある。THCの含量が特に高いものは以前では別の種としてインド大麻と称せられた。⁽⁷⁾しかしインド大麻は、THC含量は高いものの、別の種ではない。インド大麻は別の種ないしは大麻草とは全く別の物品であるという認識は、戦後日本の大麻政策に重大な影響を与えることになる。⁽⁸⁾

さて、大麻はTHC含量の多寡などによって三種に分類されている。すなわち、大麻の雌花の樹脂を集めたものをハシッシュ（hashish）、未熟の果穂及び葉を主体したものをガンジャ（ganja）、葉を主とした乾燥品をマリファナ（marihuana）と呼び、そのなかでTHC含量が最も高いハシッシュをチャラス（charas）ともいう。日本で大麻と称せられるものは、マリファナでヴァング（bhang）ともいう。マリファナのTHCは、ハシッシュやガンジャに比較して少ないとされる。⁽⁹⁾

日本では国内に自生してきた在来の「繊維型」の大麻とは異なり、海外から輸入された大麻を「印度大麻」と称し、別の種と認識してきた。しかもインド大麻の花穂や葉はぜんそく薬や鎮痛剤として使用され、『日本薬局方』に65年間収載されていた。⁽¹⁰⁾そうしたなか、1925年開催の第2回国際阿片会議においてジュネーブ阿片条約が締結されたが、エジプトが自国の大麻乱用による社会問題を提訴した結果、大麻が国際的規制の対象薬物となった。それを受けて1930年に日本もジュネーブ阿片条約に合わせて内務省令として「麻薬取締規則」を制定し、「印度大麻草、その樹脂、及びそれらを含有するもの」の輸出入が許可制になった。この時から大麻は「麻薬」に含まれることになった。しかし、この時期には規制される大麻とはインド大麻のことであり、日本で広く栽培されていた大麻草（アサ）はこの規制の対象外という認識であった。日本での大麻栽培は規制の対象とはならず、むしろ戦時中においては奨励されていた。1943年に成立した薬事法では、確かに大麻はモルヒネやヘロインと同様に「麻薬」として規制されたが、しかし、この時期においても繊維として⁽¹¹⁾の大麻の栽培や販売などは全く自由であった。

(7) 以上の記述は、船山、前掲論文、828頁による。

(8) 山本、前掲書、192頁参照。

(9) 以上の記述は、船山、前掲論文、829頁による。

(10) 大麻博物館、前掲書、168頁。

(11) 以上の記述は、船山、前掲論文、829頁による。

大麻の生産目標は農林省によって設定されていた。例えば、1940年度の実産目標として麻類繊維の需給窮屈化に備えて、82万円の予算でもって大麻340万斤の増産が農林省によって計画され、大麻（皮麻として換算）の実産目標2,740万斤（2,400万斤）、増殖面積1,700町歩で経費163千円が計画された。戦前期日本の1936年から1940年までの大麻の実産量の平均は13,318トンで、輸入量は平均3,965トン、輸出量は平均ゼロで、輸出入超過量は平均-3,965トンであり、消費設定量は17,283トンであった。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

1941年12月に日米英蘭戦が勃発すると、1942年4月の商工省の「調査室資料」によると、繊維としての実麻の実産計画が「大東亜共栄圏」を対象に立てられ、1946年度の「生産蒐貨計画」として「内外地」の目標が15,000トン、「満洲」50,000トン、「支那」5,000トンで総計70,000トンが計画された。このように繊維として実麻の増産が国家主導で計画されていた。その一方で、1942年8月には商工省は麻類及び雑繊維の配給機構確立のために麻類等配給統制規則の改正に対応して、原料加工・配給統制会社を設立することになった。そのため同月21日に商工省は「繊維協関係14団体」の各代表者を参集し、協議の結果、根本方針を決定した。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 1943年になると、大麻を初めとする麻類、雑繊維等の国内自給繊維の重点使用が要請され、商工省は同年1月6日付で繊維等配給統制規則を公布し、麻類等の統制を強化するに至った。⁽¹⁶⁾ さらに農商省は大麻を初め麻類の増産推進のために、1944年7月に1944年度以降の内地産麻類の価格の引き上げを決定し、生産者価格の引き上げがなされた。大麻は「清麻一等」が165円（引き上げ率：2割5分）、「皮麻一等」54円（2割5分）、その他「先麻」38円50銭（3割5分）であった。⁽¹⁷⁾ 以上のように、戦時中において大

(12) 「麻類大幅増産 八十二萬圓計上」『朝日新聞』（東京朝刊）1940年12月7日、3頁（朝日新聞クロスサーチ。以下同じ）。

(13) 「甲4号 大東亜共栄圏に於ける繊維原料の推定消費量一覧表 昭和17年4月24日 技術院第4部 極秘」アジア歴史資料センター（Japan Center for Asian Historical Records 以下、JACAR）Ref.[C12121827100]。本史料では日「満」合計で大麻の平均生産量は3万トンで、日本は大麻を輸出しておらず、阿片とコカの日独貿易とは異なり（熊野直樹『麻薬の世紀—ドイツと東アジア 一八九八—一九五〇』東京大学出版会、2020年参照）、日独大麻貿易は確認できない。

(14) 「調査室資料第三十二号（昭和十七年四月）」JACAR Ref.[A03032200000]。

(15) 「麻類繊維製造統制会社設立」『朝日新聞』（東京朝刊）1942年8月22日、2頁。

(16) 「麻類等の統制強化 来月十日実施 規則きょう公布」『朝日新聞』（東京朝刊）1943年1月6日、2頁。

(17) 「麻類価格引上」『朝日新聞』（東京朝刊）1944年7月14日、2頁。

麻の増産がなされており、それについて農林、商工省ないしは農商省を中心に国家が支援していたのであった。

1945年9月に日本が降伏文書に調印した直後も、麻類は今後、紡績原料としてまた漁網綱原料として戦時中の必要に劣らぬ重要性があるとして、農林、商工両省によって従来と同様に作付割当が継続してなされ、生産農家の自発的供出と系統農業会による自主的な統制集荷がなされることになった。集荷された原麻の配分は農林、商工両省で連絡の上、割当がなされることになった。⁽¹⁸⁾このように、戦前・戦中・戦後を通じて大麻は、紡績・漁網綱原料として使用されており、戦後直後も、農林、商工両省主導で大麻の作付割当が継続されていたのであった。当時の彼らは、依然として繊維をとる大麻草（アサ）とインド大麻とは別の種であると考えていたのである。

2. SCAPIN-130と麻薬取締規則

1945年10月12日にSCAPIN - 130、すなわち「日本における麻薬の製品及び記録の管理に関する件」(Control of Narcotic Products and Records in Japan)が発令された。阿片系統の薬物規制を念頭に置いたものだが大麻も含まれ、全般的な薬物規制を指示するものであった。そこでの麻薬の定義は、阿片、コカイン、モルヒネ、ヘロイン、マリファナ（カンナビス・サティバ・エル）、それらの種子と草木、いかなる形であれ、それらから派生したあらゆる薬物、あらゆる化合物あるいは製剤を含む、⁽¹⁹⁾というものであった。このSCAPIN-130の発令を受けて、同年11月24日に厚生省令第46号「麻薬原料植物の栽培、麻薬の製造、輸入及輸出等禁止に関する件」が交付されたが、そこでもマリファナとはインド大麻であり、繊維をとるための農作物として的大麻は無関係と理解していた。そのため1946年春から、例年通り大麻の栽培がなされた。⁽²⁰⁾

その後、厚生省はSCAPIN-130の発令を受けて、省令案として幣原内閣で閣議諒解⁽²¹⁾の結果、1946年6月19日付で厚生省令第25号として麻薬取締規則を制定した。以

(18) 「麻類の生産集荷」『朝日新聞』（東京朝刊）1945年9月16日、1頁。

(19) SCAPIN-130：https://dl.ndl.go.jp/pid/9885193：国立国会図書館デジタルコレクション；大麻博物館、前掲書、200頁；山本・武田、前掲論文、56頁；https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/scapindb/docs/scapin-130/kanrihourei：日本研究のための歴史情報（名古屋大学）。

(20) 大麻博物館、前掲書、200頁。

下が大麻に関連する事項である。

「麻薬取締規則

第一條 この省令は、麻薬の製剤、小分、販売、授与又は使用（麻薬を配伍した処方箋の交付を含む。以下の規定でも同様である。）に関する取締について定める。

第二條 この省令で麻薬とは、次に掲げるものを言ふ。

一、阿片及びコカ葉。

〔…〕

四、印度大麻草。（カンナビス、サティヴァ、エル及びこれからつくられる樹脂その他の一切の製剤を言ふ。⁽²²⁾）（旧字体は新字体に改め、〔 〕内は引用者による。以下同じ）

第2条第4号において、確かにインド大麻の使用は取締りの対象にはなっていた。しかし、「大麻草」という表現にはなっておらず、当時の厚生省においてもインド大麻と大麻草（アサ）は別の種という認識であった。

3. 大麻取締規則の制定

1946年10月にGHQ京都軍政部によって京都府で栽培された大麻が発見され、農家2名を含む4名の民間人がGHQの命令違反で検挙された。日本初の摘発者であった。これを受けてGHQの公衆衛生福祉局は「植物を絶命せよ」との命令を日本政府に下した。これを実行すると、衣料や漁網が生産できず、しかも数万人規模での大麻栽培農家が困窮状態に陥ることになる。そこで政府はGHQへ事情説明と折衝を行った。大麻栽培をそもそも管理統制してきた農林省は、1946年11月に農政局長名で終戦連絡中央事務局に大麻の栽培許可を要望した。農林省らは全面禁止を回避し、「農作物として的大麻」を守ろうとした。⁽²³⁾

さらに衆議院議員らは直接公衆衛生福祉局に対して陳情を行うが、同局と麻薬

(21) 「麻薬取締規則案（省令案）（閣議諒解）（厚生省）」JACAR Ref.[A17110935900]。

(22) 終戦連絡中央事務局総務部総務課「終戦事務情報」第8号、18-19頁：JACAR Ref.[B17070009700]。なお、規則の第2条第4号は修正されており、規則案では第2条第4号の直後に「前項において印度大麻草とは、「カンナビスサティバエル」の根、茎、葉、これらより抽出する樹脂並びにこれ等よりつくられる一切の製剤及び種子を謂ふ。」と記載されていた（前注(21) 参照）。

(23) 大麻博物館、前掲書、200、202頁参照。

取締官スピア（Wayland L. Speer）は、1947年1月上旬まで大麻栽培を許可しなかった。彼らは大麻を「麻薬の原料」とするアメリカの連邦麻薬局の意向と合致しており、一貫して大麻栽培を拒絶していた。そもそもスピアは、「覚書」（1947年1月3日付）で「占領軍が日本で入手したマリファナを吸った」事例は、未発見の事例を含めれば、100件にもなるだろうと警告しており、「大麻喫煙は不可避免的に強姦、殺人やその他の無法行為を招く」と指摘していた⁽²⁴⁾。このように麻薬取締官を中心にGHQは占領軍による大麻使用を警戒していた。特にスピアは、アメリカの連邦麻薬局長アンスリンガー（Harry J. Anslinger）⁽²⁵⁾の指揮下にあり、典型的な「リーファー・マッドネス」（マリファナの狂気）的な偏見を抱いていたことが窺える。

そうしたなかGHQ内で公衆衛生福祉局、天然資源局（Natural Resources Section）、経済科学局（Economic and Scientific Section）の部局間折衝がなされたが、天然資源局と経済科学局は統治上の物資・食料危機を念頭に置いており、特に漁網不足を懸念して栽培を認めるように公衆衛生福祉局と交渉を行った。さらに参謀本部が仲介し、再度大麻栽培について協議がなされた。その結果、1947年1月末に三部局が合意できる妥協点として大麻取締規則の原案となる指令（SCAPIN-3032-A）⁽²⁷⁾の発出が認められた。最終的にスピアが妥協する形で、12の県で大麻栽培が1月下旬の会合で許可された。こうして1947年2月11日にSCAPIN-3202-A「繊維目的での大麻（カンナビス・サティバ・エル）栽培に関する件」（Cultivation of Marihuana (Cannabis Sativa L.) for Fiber Purposes）が発令され、部分的な大麻栽培を12の県（青森、岩手、福島、栃木、群馬、新潟、長野、島根、広島、熊本、大分、宮崎）⁽²⁸⁾で認め、免許制とする旨、通達した。これら12県で生産許可された総

(24) 山本・武田、前掲論文、62頁。1972年頃にも栃木県ではアメリカ兵による大麻の盗難が問題となっていた。第5回「大麻等の薬物対策のあり方検討会」議事録：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000031ehd_00005.html

(25) 同様にドイツのアメリカ軍占領地区でもアメリカ兵による大麻使用が問題となっていた。Detref Briesen: Drogenkonsum und Drogenpolitik in Deutschland und den USA. Ein historischer Vergleich, Frankfurt am Main/ New York 2005, S.147f.

(26) 当時スピアは、アンスリンガーの指揮下で「植民地朝鮮」における日本の麻薬問題を追及していた。栗屋憲太郎・吉田裕福集・解説『国際検察局（IPS）尋問調書』第38巻、日本図書センター、1993年、235-237頁参照。なお「植民地朝鮮」と日本の阿片政策については、熊野直樹「近代日本の阿片政策と「植民地朝鮮」」『法政研究』第87巻第3号、2020年、111-135頁を参照。

(27) 山本・武田、前掲論文、62-63頁。

(28) 同上、56-58頁。

面積は5,000町歩で、1946年の水準と同程度であった。⁽²⁹⁾このSCAPIN-3202-Aを受けてGHQの管理統制の下、厚生大臣と農林大臣によって厚生・農林省令第1号として1947年4月18日に大麻取締規則が制定され、同月23日に公布・施行された。ここでは麻薬取締規則とは違ってインド大麻だけでなく、大麻草の使用（施用）が禁止対象となっていた。以下が大麻取締規則の施用に関する該当部分である。

「大麻取締規則

第一條 大麻草の栽培及び大麻の所有、所持、輸入、輸出、製造、販売、購買、譲渡、譲受、貸与、借受又は施用（大麻を配伍した処方箋の交付を含む。）については、昭和二十年厚生省令第四十六号及び昭和二十一年厚生省令第二十五号の規定にかかわらずこの省令の定めるところによる。

この省令において、大麻とは、大麻草（印度大麻を含む。以下同じ。）及びその種子並びにその製品をいう。但し、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに発芽不能の種子及びその製品を除く。

第二條 何人も左に掲げる行為をすることはできない。

- 一 大麻草の栽培及び大麻草又はその種子の栽培地外への持出
- 二 大麻草の輸出、輸入及び製造
- 三 大麻の販売、購買、譲渡、譲受、所有及び所持
- 四 大麻の施用（大麻を配伍した処方箋の交付を含む。）⁽³⁰⁾」

以上のように、大麻取締規則第2条第4号では、大麻の施用が禁止されており、大麻の定義も「印度大麻」から「大麻草（印度大麻を含む）」へと修正された。

さらに1947年10月25日にはSCAPIN-4773-A「繊維目的での大麻（カンナビス・サティバ・エル）栽培に関する件」（Cultivation of Marihuana (Cannabis Sativa L.) for Fiber Purposes）が発令され、それによって大麻栽培はさらに6県（石川、福井、山梨、兵庫、岡山、佐賀）⁽³¹⁾で許可された。

こうして大麻取締規則等によって大麻栽培が18の県で許可されたが、同規則第2条第4号で大麻の施用は禁止されていたのであった。この大麻の施用禁止が大麻

(29) 同上、58頁；大麻博物館、前掲書、202-203頁。

(30) 『官報』第6080号、昭和22年4月23日、234-235頁：「大麻取締規則」JACAR Ref. [A17111106600]。

(31) SCAPIN-4773-A : <https://dlndlg.jp/pid/12983738/1/53>；国立国会図書館デジタルコレクション。

取締法では削除されることになる。

4. 大麻取締法の制定

大麻の取締りを強化するため、1947年の大麻取締規則を法制化するようにGHQから要請され、その結果、大麻取締法が制定されることになる。大麻取締法の制定理由として、1950年の第7回国会衆議院厚生委員会で厚生技官（薬務局麻薬課長）もまた「先方よりメモランダムが出まして、これによつて大麻取締法を制定しまして取締ることになった」と述べており、GHQの指示により制定されたのであった。⁽³²⁾

こうして1948年6月10日に第2回国会衆議院本会議が開かれ、そこで内閣提出の法案として大麻取締法が厚生委員会に付託された。6月12日には衆議院厚生委員会が開催され、竹田儀一厚生大臣は下記のように大麻取締法案の説明を行った。

「まず、大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため、大麻を取扱う者はこれを免許制とし、この免許を受けた者以外の者は、大麻を取扱うことを禁止しておるのであります。

次に大麻の取引を要式行為とし、また大麻取扱者に記帳義務及び報告事務を課して大麻の移動の責任を明らかにしたのであります。」⁽³⁴⁾

この法案説明を受けて大麻取締法案は、同年6月16日に厚生委員会において審議入りすることになった。翌17日には同法案は本委員会において全会一致で可決され、6月19日に衆議院本会議で委員長報告通り可決された。⁽³⁵⁾

こうして大麻取締法案は同年6月25日に第2回国会参議院厚生委員会で審議されることになった。そこにおいて同法案の第4条第2号の「医薬品の施用」について質疑がなされた。以下がその該当部分である。

「○草場隆圓君 大麻の第四條の第二号の「医薬品を施用」するのは、大麻を配合した処方箋を交付することを含むかということをお尋ねします。

ママ
政府委員（久下勝次君）御趣旨の通りでございます。

(32) 大麻博物館、前掲書、204頁。

(33) 鷺野、前掲論文、111頁；第7回国会衆議院『厚生委員会議録』第12号、昭和25年3月13日、3頁。同上、7頁も参照。本論では国会会議録検索システムを利用。

(34) 第2回国会衆議院『厚生委員会議録』第8号、昭和23年6月12日、6頁。

(35) 第2回国会衆議院『会議録』第67号、官報号外 昭和23年6月20日、680-681頁。

○草場隆圓君　〔…〕全体について私はどうしても不可解な点一つあります。それは大麻の取扱者という者は栽培と研究者である。この十二條には取扱者でない者は他に譲つてはいけない。そうすると、これからできた品物はどこがどう取扱い得るか、この條文には一つも出ていない。〔…〕

○政府委員（久下勝次君）御指摘の通りに、実は大麻から麻薬を取りますこと、そのことが禁止せられておるのでございます。そういう意味におきまして、大麻から麻薬を取ることは全然行われてないのでございます。〔…〕

○草場隆圓君　そうすると、先程申し上げました第四條の第二号の「施用」というのは、大麻を配合した処方箋の交付を含むと、こうおつしやつたように私伺いました。で大麻からつくつたものは一切禁止をするということが、この法の精神であるなら、「施用」という中には、大麻から製造した麻薬というものは今後作らないという方針でありますので、大麻を配合した処方箋の交付を含まないというのが、大麻から製造された麻薬品を施用するというのが、何にもならないという、この條文を、どうしてここに出したのでありますか。

○政府委員（久下勝次君）お答えいたします。私共はこの点は、実は従来大麻から作りました麻薬がまだ国内に残存をいたしておるように思います。さような意味におきまして、この規定を置きましたのであります。

〔…〕

○政府委員（久下勝次君）〔…〕実は従前は、我が国においても大麻は殆んど自由に栽培されておつたのでありますが、併しながら終戦後関係方面の意向もありまして、実は時大麻はその栽培を禁止すべきであるところまで来たのでありますが、いろいろ事情をお話をいたしまして、大麻の栽培が漸く認められた。こういふようなことに相成っております。併しながらそのためには大麻から麻薬が取られ、そうして一般に使用されるというようなことを絶対に防ぐような措置を講ずべきであるというようなこともありますので、さような意味からこの法律案もできております。⁽³⁶⁾」（傍点引用者。以下同じ）

その後、直ちに採決がなされ、全会一致をもって原案が可決された。同委員会で

(36) 第2回国会参議院『厚生委員会会議録』第16号、昭和23年6月25日、5頁。

は第4条第2号の医薬品の施用の内容について質疑はなされているが、大麻の施用禁止の削除は質疑の対象にはなっていなかった。そもそも大麻そのものの一般的使用ではなく、大麻から取った麻薬を一般的に使用することを絶対に防ぐ措置が、大麻取締法の主たる目的の一つであった。いわば大麻そのものの一般的使用を絶対に防ぐ措置だった大麻取締規則（第2条第4号）から、大麻から取り出した麻薬の一般的使用を絶対に防ぐ措置の大麻取締法（第4条第2号）へと法制化されたのであった。このように同法では大麻から取り出した麻薬の一般的使用が禁じられ、大麻そのものの一般的使用は処罰されなくなったのである。

1948年6月28日には第2回国会参議院本会議が開催され、総員起立によって全会一致でもって同法案は可決された。⁽³⁷⁾

以上のように、衆参両議院において大麻の施用禁止の削除については質疑の対象にはならなかった。その結果、1948年7月10日に法律第124号として大麻取締法が公布・施行された。以下が大麻の施用禁止が削除された大麻取締法の関連箇所である。

「第一條 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス、サティバ、エル）及びその種子並びにそれらの製品をいう。〔…〕

第二條 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。
〔…〕

第三條 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

2 この法律の規定により大麻を所持できる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

第四條 何人も左に掲げる行為をしてはならない。

一 大麻を輸入し、又は輸出すること

二 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること⁽³⁸⁾

このように、大麻取締法では大麻から製造された麻薬の施用を禁止したのであって、大麻そのものの施用は禁止されていない。すなわち同法は、大麻取締規則での

(37) 第2回国会参議院『会議録』第54号、官報号外 昭和23年6月29日、704頁。

(38) 「大麻取締法」JACAR Ref. [A13111035800]。

大麻そのものの施用禁止から、大麻から製造された麻薬の施用禁止への改変であった。こうして禁止事項は「大麻の施用」から「大麻から製造された医薬品」の施用へと改変されたのであった。

5. 大麻施用罪削除の理由

以上のように、衆参両議院における大麻取締法案の質疑において施用罪削除の理由については一切言及されなかった。それでは、なぜ規則で禁止されていた大麻の施用が法律では削除されたのだろうか。2022年開催の小委員会の議論の「とりまとめ」では大麻取締法で大麻使用に罰則を科さない「合理的な理由は見いだしがた」とされた（後述）。しかし、GHQの管理統制の下、大麻の施用の禁止を厳しく命じていた麻薬取締官や公衆衛生福祉局が敢えて大麻施用の罰則の削除を承認したのは、彼らが承認せざるを得なかった合理的理由が存在したはずである。

まず想定されるのが、「麻酔い」と言われる症状である。施用罪を制定すると、大麻栽培者もこの症状が出れば、大麻を使用したとみなされ、処罰される可能性があり、処罰は不適切で、それを回避するためにも大麻の施用罪を敢えて削除し、制定しなかったと考えられる。さらに、大麻栽培者にこうした症状が生じる可能性があるために、大麻に関しては1961年の麻薬単一条約でも締約国に大麻の使用について罰則の制定を求めておらず、しかも多くの先進諸国も当時施用罪を制定しなかったと考えられる。以上について、2008年11月13日の国会参議院法務委員会で厚生労働大臣官房審議官が政府参考人として以下のように明確に説明している。

「○政府参考人（岸田修一君〔厚生労働大臣官房審議官〕）〔…〕

また、使用罪がない理由についての御質問がございました。

大麻取締法におきましては、〔…〕その吸引などの使用行為については処罰の対象となっていないということは議員御指摘のとおりでございます。

これにつきまして、国際条約、先ほど申し上げましたが、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約というところで規制をしておりますけれど、これにつきましてでも大麻の吸引等の使用については締約国に罰則の制定を求めておりません。また、多くの先進諸国におきましても使用罪を制定していないところでございます。

〔…〕また、大麻の栽培農家で、何といたしますか、大麻を刈る作業をする段階

で空気中に大麻の成分が飛散するということで、それを吸引して麻酔いという症状を呈する場合もございます。そういったようなことから、刑罰をもって臨むということが不適切な場合があるという事情もあるところでございます。⁽³⁹⁾」

このようにそもそも当時の厚生省は、大麻を刈る作業において大麻成分を吸引して「麻酔い」という症状が呈する場合があり、それに対して刑罰をもって臨むことが不適切な場合があると見なしていた。それゆえ、わざわざ「大麻施用罪」を削除したと考えられる。

これについては、さらに文教科学委員会でも岸田審議官は同様の内容を答弁している。

「○政府参考人（岸田修一君）〔…〕また大麻の栽培農家が大麻を刈り取る際にその成分が空気中に揮散してそれを吸い込んで麻酔いと、こういったような症状を来すと、こういったようなこともあって、刑罰をもって臨むということは不適切な場合があるといった事情がある、そういったふうに考えているわけでございます。⁽⁴⁰⁾」

興味深いことに戦前のドイツでも「麻酔い」のような症状は認識されていた。ドイツではそれを「麻熱」（Hanf-Fieber）と呼んでいた。「麻熱」としてドイツでは麻を収穫する際に生じる症状、例えば、胸への圧迫、息苦しさ、悪寒、頭痛、上下の気道の刺激、嘔吐、下痢、さらにはそうした症状での40度に至る体温の上昇が問題視されていた。⁽⁴¹⁾

しかも上記の岸田審議官の見解は、2021年6月11日の第8回大麻等の薬物対策のあり方検討会（以下、検討会）の議題「とりまとめ」においても継承されていた。この継承については、6月25日に公表された下記の「とりまとめ」の報告書の17頁注記20において上記の岸田審議官の国会答弁が参照されていることから明らかである。⁽⁴²⁾

「（３）大麻の「使用」に対する罰則

〔…〕現行の部位規制である大麻取締法には所持に対する罰則は規定されてい

(39) 第170回国会参議院「法務委員会会議録」第2号、平成20年11月13日、13頁。

(40) 第170回国会参議院「文教科学委員会会議録」第2号、平成20年11月13日、29頁。

(41) Hanf-Fieber, aus: Die medizinische Welt, ärztliche Wochenschrift, 2. Halbjahr 1935, in: Werner Pieper (Hg.): Nazis on Speed. Drogen im 3. Reich, Löhrbach o.J., S.509.

(42) 「〔注記〕20 第170回国会（参）法務委員会（平成20年11月13日）松村龍二議員（参・自）の質問に対する政府参考人（岸田修一厚生労働省大臣官房審議官）の答弁」

るが、使用に対する罰則が規定されていない。これは、大麻草の栽培農家が、大麻草を刈る作業を行う際に大気中に大麻の成分が飛散し、それを吸引して「麻酔い」という症状を呈する場合を考慮したため²⁰〔注記20原文ママ〕等の理由による。

〔…〕

・大麻の使用罪については、受動的に吸い込むことによる体内からのTHCの検出の可能性も含めて、検挙・立証するために必要な証拠の研究等、適正な取締りを実施するための検討が必要である。⁽⁴³⁾

実際に「麻酔い」については、厚生労働省はその症状の存在を認めており、2020年9月当時に以下のような啓発ホームページ（HP）で警告していたほどである。

「6. 大麻栽培の現状

〔…〕

（3）大麻を栽培する際は、「麻酔い」に注意。

大麻草が生い茂る畑に入ると、空中に浮遊した大麻成分を吸い込んでしまい、酔っ払ったような症状になります。⁽⁴⁴⁾

これに対して2020年9月23日付の『東京新聞』は、大麻栽培農家が誤解や偏見を助長するとして反発している記事を掲載している。

「〔…〕栽培農家大森由久さん（71）は「畑で酔うことなど絶対にない。重労働という言い方もおかしい。伝統文化を守っているプライドをよりどころにやってきたので、ショックです」と肩を落とす。⁽⁴⁵⁾

しかし、これに対して厚生労働省は対応せず、それ以降もしばらくHP上で「麻酔い」について掲載したままであった。そうしたなか2021年6月11日に検討会が大麻使用について罰則導入を決定したその翌日に、『朝日新聞』は以下のような記事

(43) 「大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめ—今後的大麻等の薬物対策のあり方に関する基本的な方向について—」（2021年6月25日）6-7頁：<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001273713.pdf> なお、2021年2月25日開催の第2回検討会で当該国会答弁が資料として言及されている。第2回検討会「資料1」40頁：<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001330730.pdf>

このように第8回検討会では「麻熱」の症状について言及はなされなかった。

(44) 「「麻酔い」はない 厚労省が『大麻栽培でまちおこし！？』ホームページを削除 栽培農家の反発を受けて」『東京新聞』2021年6月17日：<https://www.tokyo-np.co.jp/article/111091>

(45) 「厚労省の啓発ホームページに正規の大麻栽培農家が反発「誤解・偏見を助長」」『東京新聞』2020年9月23日：<https://www.tokyo-np.co.jp/article/57188>

を掲載した。

「同法〔大麻取締法〕では大麻の「所持」や「栽培」には罰則規定があるが、「使用」^{ママ}にない。厚生労働省によると、同法が制定された1948年当時、大麻草の栽培農家が刈り取り時に大麻成分を吸い込み「麻酔（あさよ）い」と呼ばれる症状が出るなどが考慮されたためという。麻酔いについて、同省の2019年の調査では、栽培農家への尿検査で成分は検出されず、症状が確認されなかった。⁽⁴⁶⁾」

このように厚生労働省は、はっきりと2021年6月の段階では大麻取締法が制定された1948年当時、「麻酔い」という症状が考慮されたと述べていた。しかもそれまでHPで「麻酔い」への注意喚起を行っていた。2021年6月までは厚生労働省は「麻酔い」の症状を認定しており、それが1948年の大麻取締法の制定の際に考慮されたと認めていたことがわかる。しかし2019年の同省の調査では栽培農家への尿検査で成分は検出されなかったという。この記事が発表される前日の6月11日に検討会はとりまとめで上述のように大麻使用の罰則導入を決定していた。その6日後の6月17日に『東京新聞』は、厚生労働省が誤解を与える表記があったとして「麻酔い」を警告したHPを削除したことを報道したのである。⁽⁴⁷⁾だが検討会がとりまとめを行った11日の時点では、厚生労働省はHPで「麻酔い」に対してまだ注意喚起を行っていた。つまり「麻酔い」という症状の存在を前提に注意喚起を継続していたのである。

2021年6月25日に、厚生労働省は検討会の報告書を公表した。この報告書の「とりまとめ」では、確かに「麻酔い」は、上述のように使用罪を大麻取締法で導入しなかった理由とみなされていた。しかし、報告書が公表される8日前の6月17日には誤解を与える表記があったとして「麻酔い」を警告したHPは既述の通り厚生労働省によって既に削除されていた。これ以降、厚生労働省は「麻酔い」の症状は確認されないとして、使用罪を導入しなかった主要因である「麻酔い」の症状の存在を認めず、否定的に扱っていくことになる。

しかし、上記の厚生労働省の調査結果はあくまで「麻酔い」の症状の否定で

(46) 「大麻使用「罰則を」報告書、反対意見も 厚生省検討会」『朝日新聞』（東京朝刊）2021年6月12日、27頁。

(47) 前掲『東京新聞』2021年6月17日。その際、厚生労働省は複数的大麻栽培農家に対し作業後の尿検査をした結果、麻薬成分は検出されず、「麻酔い」は確認されなかったことも報告した。

あって、「麻熱」の諸症状の否定にはなっていない。なお、大麻を摂取するとアルコールの場合と似た症状が出ることは科学的に立証されている。麻栽培労働者（Hanfarbeiter）200名中31%に「麻熱」の諸症状が出たとするドイツの調査結果⁽⁴⁸⁾を考えると、その31%の中にアルコールの場合と似た症状が出る可能性は否定できないだろう。⁽⁴⁹⁾

以上が、大麻施用罪が削除されたと考えられる理由の詳細であり、2008年の参議院法務委員会における岸田厚生労働大臣官房審議官の理由の説明は十分に合理的であると評価できよう。大麻取締法では大麻施用罪が削除される一方で、第4条第2号では「大麻から製造された医薬品」の施用罪は設けられている。この点については従来の研究では全く注目されていないが、医薬品の施用罪が設けられた理由として、占領軍の黒人など有色人種の兵士が大麻から取り出した麻薬の使用に対してGHQが警戒していたことが考えられる。そうしたなかで黒人など有色人種への差別的な視線と大麻取締法における大麻からの医薬品施用の罰則が結びついたと考えられる。

大麻取締法の第4条第2号の「大麻から製造された医薬品」の施用禁止について、1948年の国会答弁においても既述のように政府委員が「大麻から麻薬が取られ、そうして一般に使用されるというようなことを絶対に防ぐような措置を講ずべき」と述べていた。当時の日本人には大麻から麻薬を取り、それを一般に使用する習慣はなく、その麻薬（医薬品）の施用をわざわざ禁止した理由は何か。それはまさに占領軍による大麻の使用、特に「大麻から製造した医薬品」の使用を抑制するためであったと考えられる。事実、当時GHQの麻薬取締官スベアは、占領軍の兵士たち的大麻使用を警戒していた。これについて元内閣法制局長官の林修三も、以下のように回顧している。

「したがって、終戦後、わが国が占領下に置かれている当時、占領軍当局の指示で、大麻の栽培を制限するための法律を作れといわれたときは、私どもは、正直のところ異様な感じを受けたのである。先方は、黒人の兵隊などが大麻から作った麻

(48) 京都大学大学院薬学研究科生体機能解析分野「大麻の危険性」：<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/channel/social1.html>；Papafotion et al., Psychopharmacology 180：107（2005）：<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/15619106/>

(49) Hanf-Fieber, a.a.O., S.509.

薬を好むので、ということであったが、私どもは、なにかのまちがいはないかとすら思ったものである。⁽⁵⁰⁾

大麻取締法において、「大麻の施用」から「大麻から製造された医薬品」の施用の禁止へと禁止対象が限定して改変された理由は、「麻酔い」ないしは「麻熱」の症状だけでなく、GHQが「黒人の兵隊などが大麻から作った麻薬を好むので」、大麻の栽培を許可する代わりに、占領軍内の有色人種の大麻対策として医薬品の施用のみを禁止にしたからであるといえる。アメリカにおける大麻の問題性と人種の組み合わせが、大麻取締法において「大麻から製造された医薬品」の罰則を設けた要因の一つだと考えられる。⁽⁵¹⁾ 実際にスピアは1947年1月の時点で上述のように占領軍の大麻使用について警告していた。そのため同年4月の大麻取締規則では、大麻喫煙も罰則対象となる「大麻の施用」禁止が盛り込まれていた。しかし大麻取締規則制定後、大麻から製造された麻薬へと占領軍兵士の使用がシフトし、それを前提にGHQの指示の下、「大麻から製造された医薬品」の施用が禁止されたと考えられる。

以上が、大麻取締法において「大麻の施用」から「大麻から製造された医薬品」の施用の禁止へと禁止対象が限定されたと考えられる理由である。検討会で大麻の施用罪導入が決定し、その反対者3名全員が委員から外れた小委員会の2022年の議論の「とりまとめ」では、「罰則を設けなかった理由は不明」ないしは「合理的な理由は見いだしがた」とされ、「麻酔い」も現状においては確認されないと転回することになる。⁽⁵²⁾

同小委員会のこの見解を厚生労働省は2023年11月10日の衆議院厚生労働委員会においても踏襲して、大麻取締法において施用罪を導入しなかった理由について、大麻草やその有害成分に対する科学的な知見が乏しかったと新たに科学的評価を付加して述べたうえで、「麻酔い」という症状を呈する場合が考慮されたと説明してい

(50) 林修三「大麻取締法と法令整理」『時の法令』第530号、1965年4月、20頁。この「黒人の兵隊」への注目については、佐藤、前掲「医療政策でもなく刑事政策でもなく、社会的政策としての大麻政策」66-67頁及び80頁注3を参照。

(51) 大麻取締法とアメリカの黒人など有色人種への差別的な視線との結びつきについては、同上、67頁を参照。その際、母法として大麻課税法が参照された可能性はあるが、これについては今後の課題である。園田、前掲「大麻取締法に使用罪が存在しない理由（2）」参照。

(52) 2022年9月29日：厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会「大麻規制のあり方に関する大麻規制検討小委員会議論のとりまとめ」3、10頁：<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/001272787.pdf>

⁽⁵³⁾る。さらに同委員会において武見敬三厚生労働大臣は「他の薬物規制と異なり大麻に使用罪が設けられていなかった理由は必ずしも明らかではありません」と述べた上で、「栽培農家が大麻草を刈る作業を行う際に、大気中に大麻の成分が飛散し、それを吸引して麻酔⁽⁵⁴⁾という症状を呈する場合を考慮したことが一つの要因とされております。」と述べた。そこでは、2008年での厚生労働大臣官房審議官の理由説明と麻薬単一条約では大麻の使用罪は求められておらず、しかも多くの先進諸国でも使用罪がない点は全く言及されていない。さらに武見厚生労働大臣は「今回の制度改正に向けて、栽培農家に対して作業後の尿検査を実施したところ、いわゆる麻酔⁽⁵⁵⁾は生じていないということが確認」されたと述べているが、今回の制度改正に向けて新たに尿検査が実施されたという点は、検討会においても小委員会においても報告書では一切言及されていない。尿検査は2019年に実施されたが、今回の制度改正に向けて新たに実施された事実は確認できない。しかもこの尿検査はわずか9検体のみで、「麻熱」⁽⁵⁶⁾の症状の検査やレントゲン検査等はなされていない。

以上のような審議等を経て、大麻取締法の改正案は2023年12月5日の参議院厚生労働委員会において賛成多数により可決された。結局、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案は、厚生労働大臣によって「大麻に使用罪が設けられなかった理由は必ずしも明らかではありません」とされたまま、衆参両議院で賛成多数により可決された。同法は2023年12月13日に公布され、2024年12月12

(53) 第212回国会衆議院『厚生労働委員会議録』第3号、令和5年11月10日、2頁。当時の施用罪未導入の理由とそれが科学的な知見に乏しいかどうかは、本来別問題である。後者を理由に前者は否定できない。ここでも「麻酔」という症状が考慮されたとして、前者は否定されていない。

(54) 同上、27頁。とはいえ一因として「麻酔」は否定していない。結局、厚生労働省は、施用罪未導入の理由として「麻酔」は否定していない。

(55) 同上、27頁。

(56) 2019年の尿検査では栽培農家のうち9名が任意に検体を8月8、9日に提出した。当該尿から大麻成分代謝物の検出の有無が確認され、いずれも検出無しであった（前掲、第2回検討会「資料1」41頁）。検出無しについては検体の総数だけでなく、「とちぎしろ」のようなTHC含量の低い大麻草の品種も関係していたと考えられる。なお、検体数は9検体であるのに対して、上記のドイツの調査結果では検査人数は麻栽培労働者200名である。しかも病院でレントゲン検査がなされている。それによると69%は無症状で、約15%が気管支カタル及び気腫で、約1%が気管支喘息であった。国会審議で厚生労働省は上記9検体の調査結果を口頭で報告していない。ドイツの調査結果は検査人数も多く、症例とその率が具体的に列挙されており、信頼性は高いといえる。しかもこれらのデータは医学専門誌『医学世界』（Die medizinische Welt）からの引用である。Vgl. Hanf-Fieber, a.a.O., S.509.

日に施行された。こうして大麻施用罪が導入されることになったのであった。

おわりに

以上、本論では戦後日本の大麻政策について、とりわけ大麻取締規則から大麻取締法へと法制化される過程を中心に検討してきた。戦前・戦中において日本ではインド大麻と繊維として的大麻草（アサ）は別種とみなされ、農林、商工省等の統制の下、大麻草（アサ）の栽培と生産は奨励され、戦後直後においてもこうした認識と政策は継承された。そのためGHQの指令を受けて制定した麻薬取締規則においても「印度大麻草」と表記され、大麻草（アサ）とは区別されていた。大麻取締規則が制定された際に、ようやく「大麻草（印度大麻を含む）」と表記された。その後、大麻取締規則から大麻取締法へと法制化されたが、その際、大麻の施用罪は削除された。

2023年の大麻取締法改定をめぐる国会での審議において、そもそも大麻取締規則で規定された大麻の施用罪が大麻取締法において削除されたという事実は全く認識されておらず、大麻取締規則と同様に施用罪が設けられなかったとして議論されてきた。しかし、本論で明らかにしたように、大麻取締規則第2条第4号で大麻の施用は明確に禁止されていた。同規則は、本来大麻取締りに厳格な麻薬取締官と公衆衛生福祉局の統制の下、制定された。その後GHQの指示の下、同規則が法律として制定されることになるが、大麻取締りに厳しい麻薬取締官や公衆衛生福祉局らを初めとしたGHQがわざわざ規定していた施用罪を削除するにはそれ相応の合理的理由が必要であった。その理由がまさに「麻酔い」であった。また大麻取締法で大麻の施用罪が削除される代わりに設けられたのが、「大麻から製造された医薬品」の施用禁止であった。この背景には、占領軍の黒人兵士らによる大麻から製造された医薬品使用に対するGHQの危機感があった。

「麻酔い」はドイツでは「麻熱」として知られ、医学的な調査もなされ、具体的な症例やデータも医学専門誌で紹介されていた。そのうえ多くの先進諸国でも大麻の施用罪は規定されず、しかも1961年の麻薬単一条約も締結国には施用罪の規定を求めなかったのである。

当時GHQは、大麻から製造された麻薬の占領軍兵士の使用について危機感を抱いており、特に黒人を初めとした有色人種の兵士たちの使用を懸念していた。こう

した危機感はまさにアメリカの「リーファー・マッドネス」といった人種的偏見を伴った大麻政策に由来するものであり、スベアら麻薬取締官はその影響を強く受けていた。それゆえ、大麻の施用罪は削除しても、大麻からの医薬品の施用は禁止したのであった。これが大麻取締法第4条第2号の「大麻から製造された医薬品」の施用禁止である。この点は林が指摘するように、GHQからの指示であった。いわば大麻施用罪の削除と「大麻から製造された医薬品」の施用禁止の規定はセットであった。

2023年の大麻取締法改定をめぐる国会の審議においては、大麻取締法に大麻の施用罪がない「合理的な理由」は見出し難いとか、「謎」であるとされてきたが、以上が、施用罪が削除された「合理的」な理由である。

* 本論はJSPS科研費JP22K01374の助成を受けたものである。

